

政府は国際的ルールを守れ!

ILO勧告

(国際労働機関)

民主的公務員制度の確立を

政府は、次期通常国会に、国家公務員法「改正」案などを提出しようとしています。

2002年11月に出されたILO(国際労働機関)勧告は、日本の現行の公務員制度そのものがILO87号条約(結社の自由及び団体交渉保護条約)と98号条約(団結権及び団体交渉権条約)に違反していると明確に判断しました。また今回のILO勧告では、公務員制度改革に関わって、「労働基本権の制約を維持する」という日本政府の考え方に対し、「再考」を求

めるとともに、ILO条約の原則にそつた国家公務員法の改正を厳しく求めています。

しかし、日本政府は、ILO勧告を「承認しがたい」とし、国家公務員法「改正」案、能力等級法案、新給与法案の3法を同時に通常国会に提出する考えを明らかにしています。公務員労働者の労働基本権をふみにじり、国際的なルールも無視する日本政府を、いまこそおいつめるたたかいが重要となつていきます。

12月一時金で不利益遡及を強行

12月の一時金で、「調整の名のもと、4月までさかのぼつての賃金切り下げ」「不利益遡及」が強行されました。このような脱法行為も公務員労働者の権利侵害のあらわれのひとつです。



ILO結社の自由委員会の勧告(ポイント)

公務員制度改革に関わって、「すべての関係者との全面的で率直かつ意味のある協議が速やかに行われるべきことを強く勧告する」(条約第87号及び第98号の条項に違反していることについての、以下の問題にとくに焦点をあてるべき)

○国家の施政に直接従事しない公務員に結社の自由原則に従って団体交渉権及びストライキ権を付与すること

○団体交渉権及びストライキ権またはそのどちらか一方が結社の自由原則のもとで正当に制限または禁止されうる労働者に関しては、みずからの利益を守る根本的手段を与えられないこれら職員を適切に補償するために国及び地方レベルで適切な手続及び機関を確立すること

○政府が公務員における交渉事項の範囲について、労働組合との意味のある対話にとりかかること

さらに、「委員会は日本政府に対し、国会に上程しようとしている法律案の写しを提出するよう要請する」などとしています。